

商 標 権	判決年月日	令和元年 9 月 1 8 日	担 当 部	知財高裁第 3 部
	事 件 番 号	平成 3 1 年(行ケ)第 1 0 0 3 5 号		
○ 指定役務を「建築物の設計，デザインの考案」等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標について，同商標の使用の事実が認められるとして，商標法 5 0 条 1 項に基づき「建築物の設計，デザインの考案」についての商標登録を取り消した審決を取り消した事例。				

（事件類型）審決（取消・成立）取消 （結論）審決取消

（関連条文）商標法 5 0 条 1 項

（関連する権利番号等）商標登録 5 6 3 9 8 7 9 号

判 決 要 旨

- 1 本件は、指定役務を第 4 2 類「建築物の設計、デザインの考案」（取消対象役務）等とする「アンドホーム」（標準文字）から成る登録商標（第 5 6 3 9 8 7 9 号。本件商標）について、商標法 5 0 条 1 項に基づき、その指定役務中、第 4 2 類「建築物の設計、デザインの考案」についての商標登録を取り消した審決の取消訴訟である。

本件の争点は、要証期間内における本件商標の使用の事実の有無であり、具体的には、主に、本件商標の通常使用権者である第三者（本件使用者）が取消対象役務について本件商標を使用していたか否かである。

- 2 本判決は、審決と異なり証拠の信用性を肯定し、それを踏まえた事実認定をした上で、次のとおり判示して、審決を取り消した。

- (1) まず、本件使用者が、取消対象役務のひとつである「建築物の設計」を提供したか否かについてみると、本件使用者は、注文者に対して建築図面を作成して示すなどしているところ、かかる建築図面は、本件使用者自身が作成したものではなく、本件使用者がラフな図面を書いてそれを別の設計士に依頼して作成させたものである。

もっとも、本件使用者は、「アンドホーム」の名称にて工事請負契約を締結しているところ、本件使用者は、自ら別の設計士に依頼をして図面を作成させていることや、現実に注文者らに対応したのは主として本件使用者であったことなどに照らすと、本件使用者は、工事請負契約の締結とともに建築物の設計も含む当該工事に関する役務を一括して請け負ったものと認められる。

そうすると、本件使用者が、別の設計士に依頼して行った建築図面の作成は、本件使用者が注文者から請け負った債務の履行としてされたものであるといえるから、本件使用者が「建築物の設計」を提供したと認められる。

- (2) 次に、商標法 2 条 3 項 8 号の該当性についてみると、本件において、本件使用者は、「建築物の設計」を含む工事請負契約を締結したものであるところ、工事請負契約書が、「建築物の設計」を含む役務に関する「取引書類」に当たることは明らかである。そうすると、本件使用者が、同工事請負契約書に、本件商標を付して、その作成日付

に、注文者に交付した行為は、商標法2条3項8号所定の使用に該当する。

- (3) これに対し、被告は、本件使用者が本件商標を使用して工事請負契約を請け負った後、実際に建築工事を開始した時点では、「シンプルハウス」へと屋号を変更していたことなどをもって、取消対象役務を「アンドホーム」の名称にて提供していないと主張する。

しかしながら、本件使用者は、工事請負契約の締結とともに建築物の設計も含む当該工事に関する一切の役務を一括して請け負ったものであるところ、工事請負契約書を注文者に交付しているから、当該交付の時点では「アンドホーム」との標章に対する業務上の信用が発生したといえる。その後、本件使用者が、その事業について「シンプルハウス」との名称に変更したとしても、かかる信用が、直ちに保護に値しなくなるものではない。

したがって、本件使用者は「アンドホーム」との標章を取消対象役務のひとつである「建築物の設計」について使用したといえる。

- (4) したがって、通常使用権者である本件使用者が、要証期間内に、日本国内において、取消対象役務のひとつである「建築物の設計」について、本件商標を使用したと認められる。